人権擁護活動



基本的人権の擁護は、弁護 士の使命です

基本的人権の擁護は、弁護士法第1条第1項が定める、弁護士の使命です。日弁連はさまざまな委員会を設置して人権擁護活動を行っています。

人権擁護委員会は、人権侵害を受けた方等からの人権救済申立てを受けて調査をし、必要に応じて、人権侵害の相手方に警告・勧告などを発して、人権侵害の除去と改善に努めています。えん罪事件には、再審請求の支援を行うことがあります。

また、子ども、高齢者、障がい者、外国人、女性や性的少数 者などの人権問題、環境、消費者、犯罪被害者支援、貧困、 社会保障、労働、医療、情報、刑事手続や刑罰などの諸問題 における様々な人権課題について、各委員会等で取り組んで います。

さらに、近年全国で災害が頻発していることを受けて、災害 対策本部を設置し、被災者の方々の支援や救済に取り組んで います。

人権救済活動(人権擁護委員 会)

秘密保護法・共謀罪法の廃止 を求めます(秘密保護法・共 謀罪法対策本部) 災害復興支援 | 原発事故

国内人権機関の設立に向けた 取り組み(国内人権機関実現 委員会) 子どもの権利(子どもの権利 委員会)

両性の平等(両性の平等に関する委員会)

公害・環境問題(公害対策・ 環境保全委員会)

民事介入暴力の根絶(民事介 入暴力対策委員会)

貧困問題(貧困問題対策本 部)

災害復興支援(災害復興支援 委員会)

指針「公式企画人権ガイドライン」と「公式企画チェックリスト」(略称)

日弁連高齢者・障害者権利支 援センター 日本弁護士連合会: 人権擁護活動

全面的国選付添人制度の実現 (全面的国選付添人制度実現 本部)

消費者問題(消費者問題対策 委員会)

犯罪被害者に対する支援(犯 罪被害者支援委員会)

情報問題(情報問題対策委員会)

今、憲法を考える(憲法問題 対策本部)

法教育(市民のための法教育 委員会)

戦後補償のための日韓共同資 料室